ねんきんコーナー

国民年金保険料免除制度

国民年金の保険料は、月額16340円（平成30年度）です。

20歳から59歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間や保険料を免除された期間などが原則25年（300月）あることが必要です。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

この制度は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に、「全額免除」や「一部納付（一部免除）」が承認されます。

これらの保険料免除期間（一部納付を含む）は、年金受給に必要な期間に算入されますが、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、3年目からは加算額がつきます。

◆免除などの申請方法

免除申請を希望する場合は、年金事務所や役場国民年金担当窓口で、年金手帳と印かんをお持ちになり、手続をしてください。

平成30年度の免除などの受付は7月1日から開始され、7月から平成31年6月までの期間を対象として審査します。なお、申請は原則として毎年度必要です。

◆退職（失業）による「特例免除制度」

退職（失業）した年度および翌年度に限り、「特例免除制度」を利用することができます。通常、保険料が免除されるためには、本人・配偶者・世帯主の所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる本人の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請される場合は、「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関の証明書の写しが必要です。

◆若年者納付猶予制度

30歳未満の方については、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

この場合、世帯主の所得は審査の対象外となり、本人・配偶者の前年の所得で審査することになります。

◆学生納付特例制度

学生の場合は、一般の免除申請はできず、「学生納付特例」の申請となります。在学証明書または学生証（両面の写し）の添付が必要です。

免除の対象期間は、申請日が1月から4月の場合は、前年の4月からその年の3月までの期間となり、4月以降の場合は、その年の4月から翌年3月までとなります。（4月は両期間申請が可能。）

また、平成26年4月から、（申請時点より）過去2年1カ月分の免除申請ができるようになりました。

詳しくは、役場または年金事務所へお問い合わせください。

○お問い合わせ

日本年金機構 幡多年金事務所

☎34-1616

本庁 住民課 住基戸籍係

☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3701

7月ニュースポーツ教室開催

黒潮町では、スポーツ推進委員が中心となって、地域の皆さんの健康増進・体力向上を目的に、毎年ニュースポーツ教室を開催しています。

7月は佐賀地区にて、先月と同じ種目の「カーリンコン」と「インターバル速歩」を行います。

「カーリンコン」は、どちらがポイントに近づいていけるかを競い合う簡単なスポーツです。

また、「インターバル速歩」は、骨密度の増加や生活習慣病リスク改善につながる運動です。お気軽にお越しください。

カーリンコンのディスク

◆場所 佐賀小学校

◆日時 毎週火曜日 午後7時30分～午後9時

◆持ち物 室内用運動靴、飲み物、タオル

◆予約 不要

当日体育館までお越しください。

○お問い合わせ

教育委員会 生涯学習係

☎43-0044